

財団法人 骨髄移植推進財団 第 3 回 常任理事会議事録

日 時： 平成 21 年 6 月 14 日（日）17：00～19：00

場 所： 廣瀬第一ビル 2F 会議室

出席理事： 理事長： 正岡 徹

副理事長： 齋藤 英彦、伊藤 雅治

常務理事： 平井 全

常任理事： 加藤 俊一、小寺 良尚、佐々木 利和、鈴木 利治、橋本 明子、町田 圭治

欠席理事： なし

陪 席 者： なし

事 務 局： 木村成雄(事務局長)、大久保英彦(広報渉外部長)、小瀧美加(移植調整部長)、
坂田薫代(ドナーコーディネート部長)、松園正人、塚谷典子（以上総務部）

傍 聴 者： 3 名

〔議 事〕

1．常任理事会の成立の可否

常任理事会の会議開始時、構成員 10 名全員が出席しており、本常任理事会の成立が確認された。

2．議長選出

寄附行為第 33 条第 6 項の規定により、正岡徹理事長が議長となった。

3．議事録署名人の選出

議長から寄附行為第 33 条第 7 項で準用する第 31 条の規定による議事録作成のため、議事録署名人 2 名の選出が諮られ、全員異議なく平井全常務理事及び町田圭治常任理事を選出した。

4．前回議事録確認

第 2 回常任理事会の議事録について確認し、全員異議なくこれを了承した。

5．審議・確認事項（敬称略）

審議事項の（1）から（3）に関しては、相互に関連する事項のため、平井常務理事より一括して説明が行われた。

（1）平成 20 年度事業報告について

平成 20 年 1 月に、かねてより目標としてきたドナー登録者数 30 万人に到達したが、本年度においては、新規ドナー登録者は 37,826 人（前年度 38,003 人）となり、登録者数は平成 21 年 3 月に 33 万人を超えた。

また、当財団が仲介した本年度の非血縁者間骨髄移植は、過去最高となる1,118件（前年度1,027件、前年度比91件増）であった。平成20年12月には累計移植数が10,000件に到達した。移植率（同期間の新規患者登録数と移植数の比率）は58.8%（国内）で、前年より0.8ポイント下降した。これは、患者登録が平成19年度より11%増になったことが主な要因と考えられる。

普及啓発事業においては、平成20年6月末をもって公共広告機構（AC）の支援が中断することとなったため、以下の3つの対策を実施した。まず、全国の学校や企業を対象とした「語りべ等派遣事業」を開始、本年度の実績は104回開催、参加人数25,540人であった。さらに、平成20年11月より「JACLA VISION」（ジャクラビジョン＝自動車教習所設置の情報モニター）などによる30秒CMを放映し、骨髄バンクPRを実施した。

そして、将来展望検討会議の答申を受けて、新たに「広報推進委員会」を設置することとし、平成21年3月に理事会で承認された。

ドナーコーディネートにおいては、移植件数増加およびコーディネート件数増加に伴って、安定的にコーディネートを行うため、新たなコーディネーターの養成、調整医師の増員など、体制整備に努めるとともに、コーディネーターが地区をまたがって活動できることとした。また、土曜日のドナー確認検査を試行した。

なお、本年度におけるコーディネート期間（中央値）は、患者登録から移植までの場合は142日、コーディネート開始から骨髄採取までの場合は121日となり、前年度よりそれぞれ8日、6日短縮した。

移植成績向上の観点では、平成20年6月に開催された造血幹細胞移植委員会（国の審議会）においてHLA-C座の重要性が審議され、平成21年度よりドナー登録時のHLA検査及びリタイピング検査にC座検査を導入することとなった。これに伴い、21年度からの実施に向けてシステムの構築など準備を開始した。

末梢血幹細胞移植については、平成20年3月、造血幹細胞移植委員会において審議され、さらに検討を進めることとされた。厚生労働科学研究として末梢血幹細胞移植実施へ向けて研究が進められ、当財団ではコーディネーターに対し基礎的な研修を実施した。

患者負担金については、平成20年度の診療報酬改定に伴う医療保険の適用範囲の拡大が認められた結果、検査会社による一般検査料金の値下げ分も含めて、平均的なケースで前年度末の248,500円から189,300円に減額された。

また、患者支援事業として、ドナーの入院時差額ベッド代について、生活保護受給世帯患者に対し患者負担金等支援基金を原資とする財団の一部負担を検討し、平成21年4月から実施することとなった。

財団事業への寄付金の状況については、本年度においては一般会計と患者負担金等支援基金特別会計を合わせて1億4,954万円となり、平成20年秋以降の世界同時不況の影響により、前年度より約2,700万円（約2割）減少した。

平成20年12月に骨髄採取キットを取り扱うバクスター社から欠品の情報が入り、厚生労働省および日本造血細胞移植学会と緊急対応について協議を行った。本件は、平成21年2月26日、厚生労働省よりバイオアクセス社製「ボーンマロウ コレクションシステム」の製造販売承認がなされたが、財団は「骨髄採取キット在庫相談室」を立ち上げて非血縁、血縁を問わず骨髄移植が遅延することのないよう、バクスター社と協力して採取キットの需給調整などの対応をした。

(2) 患者負担金等支援基金の審査結果について

平成 20 年度の患者負担金等免除決定数の総数は 561 件で、免除人数は 649 名、免除金額の総額は約 7,965 万円となり、一般会計からの繰入額は国庫補助金 6,192 万円を差し引いた約 1,773 万円となった。

平成 19 年度より施行された税制改革の所得税減税により、患者負担金免除基準の所得税対象世帯が増加したため、全体の件数は前年度に比べて大幅に増加したが、患者負担金の減額により個々の免除額は減少する結果となった。

(3) 平成 20 年度決算報告について

一般会計における平成 20 年度の事業活動収入のポイントは、秋以降の世界同時不況によって寄付金が約 2 割減少したこと（当初予算比）と、移植件数が予測値に比べ約 1 割増だったことによる収入の増加である。結果、事業活動収入においては、寄付金が減少したものの、移植件数の大幅な増加により予算比で 4,300 万の増額となった。

かたや、事業活動支出においては、コーディネーター、職員等の人数を増やさず増加した移植件数を処理したため、移植件数の伸びに反して連絡調整等事業支出が予算比で 164 万円の減額となった。

また、普及啓発事業費支出は予算比で約 2,000 万円の減額となった。これは、人件費、交通費等の節約により約 1,000 万円の減額となったこと、さらに映像制作費の約 1,000 万円が完成時期により平成 21 年度に繰越したことが主な理由。

結果、移植件数の増加率ほど支出が増えなかったため、収支差額は約 4,500 万円となった。

これについては、HLA-C 座の検査導入による患者負担金の値上げを回避するため、検査費用の一部を財団が負担するための患者負担金軽減積立金に繰り入れることとしたい。

患者負担金等支援基金特別会計においては、寄付金収入が予算比で上回ったため、一般会計への繰入金を差し引くと、収支差額は約 1,000 万円となり、患者支援基金積立資産に繰り入れた結果、同積立資産合計は約 6,600 万円となった。今後、ドナー入院時差額ベッド代の対象範囲を拡大していくための資金としたい。

以上の説明のあと、審議議案 3 件ともに、全員異議なく原案どおり了承された。

(主な意見等)

正岡 患者負担金の免除件数は増加しているが、個々の免除金額は大幅に減少したため、総額にすると大幅な増額にはならなかったということか。

平井 所得税減税により、所得税免除対象が増加したため件数が大幅に増えた。

町田 月別の免除件数で 5 月の件数が突出しているのはなぜか。

平井 所得証明書の発行手続きの関係で、申請が集中したと思われる。

正岡 決算報告の説明で、コーディネーターの数は増やさずに、増加した処理件数を消化したとあったが、問題は生じなかったのか。

平井 そのとおりだが、コーディネーターの方々による対処もそろそろ限界に近づいていると思う。

正岡 健康管理に十分留意したほうがいいたろう。

町田 収支差額を患者負担金軽減積立金に繰り入れることは、処理してしまったあとに通常理事会と評議員会で承認を受けるということか。

平井 処理することでよいか理事会と評議員会で承認をいただく予定である。

町田 新公益法人に移行した後は、会計処理については特に厳しく審査される。今後、こうした処理は難しくなるだろう。

審議事項の(4)から(5)に関しては、相互に関連する事項のため、平井常務理事より一括して説明が行われた。

(4) HLA-C 座検査導入に伴う患者負担金の改定と患者負担金軽減積立金による一部項目の財団負担について

平成 21 年度より、ドナー登録時、患者登録時の HLA 検査において A、B、DR 座の 3 座に加えて C 座を導入することとなり、特に患者登録時の HLA 検査方法については蛍光ビーズ法か SBT 法のどちらを採用するかが課題となっていた。このたび、国の方針もあり、ドナー登録時の HLA 検査は蛍光ビーズ法で実施、患者登録時の HLA 検査は SBT 法で実施することとなった。導入時期は、ドナーが 8 月からとしたいと考えている。

これに伴い、患者 HLA 検査料はこれまで 31,500 円(3 座検査)であったが、C 座検査の追加で 42,000 円(4 座検査)となり、10,500 円値上げされることになった。

ただし、値上げ分の 10,500 円については、他の負担金項目を財団が負担することで相殺し、患者負担金が値上げにならないよう患者負担金の総額を一定とするための措置をとることとしたい。

それには、これまで検査料については一部の項目を財団負担としてきた経緯があることから、その中のドナー一般血液検査料の一部を財団負担とすることで対応したい。

患者が移植に至るまでには、平均して 4 名のドナー候補者の確認検査を実施することから、一般血液検査料を 5,000 円(現行より 2,700 円値下げ)とすれば、総額 10,800 円の減額となる。

これにより、前述した患者 HLA 検査料の値上げ分 10,500 円と相殺され、患者負担金の総額に影響はなくなる。

財団が負担するドナー一般血液検査料の一部 2,700 円分の財源については、従来と同様に患者負担金軽減積立金を充てることとしたい。

本来、ドナー一般血液検査料は 8,736 円で、これまで患者負担は 7,700 円としており、財団はその差額の 1,036 円を負担してきた。今回の改定で患者負担は 5,000 円としたことにより、財団の負担は 2,700 円増加し 3,736 円となる。これにより、平成 21 年度の財団負担金額は当初予算より約 890 万円増加する。

結果、平成 21 年度の患者負担金軽減積立金の取崩額は、約 890 万円の負担増で合計は約 2,300 万円となる見込み。

平成 20 年度決算において、一般会計の収支差額が約 4,500 万円見込まれることになり、これを患者負担金軽減積立金に繰り入れることとしたい。これにより、平成 20 年度決算での患者負担金軽減積立金残高は約 1 億 8,200 万円となる。

平成 22 年度以降、事業規模が変わらずに推移するとすれば、患者負担金軽減積立金の年間取崩額は 3,200 万円程度となり、平成 26 年途中までは現状の患者負担金軽減積立金による軽減措置を継続できる見込み。

また、平成 26 年までの間に、検査料の改定等の可能性を探りながら患者負担軽減措置の継続を図っていきたいと考えている。

(5) 平成 21 年度収支補正予算について

前述したとおり患者登録時 HLA 検査に C 座を導入することで、検査料収支の金額が変わり、患者負担金の財団負担分が増加するため、平成 21 年度収支補正予算を組むこととしたい。

まず、一般会計の事業活動収入においては、以下の理由で血液検査料収入が約 1,200 万円減少する。C 座検査導入により患者確認検査料が 10,500 円値上げになる一方、ドナー一般血液検査料を値下げしたため。C 座が標準で検査されることで、これまでオプションで C 座の検査をしていたドナー、患者の数が減少すると見込まれるため。

さらに、ドナー一般血液検査料の財団負担分が増額したことにより、患者の支払う検査料が値下げされるため、患者負担金免除支出も減少する見込みとなる。

また、財団負担分が増えることにより、患者負担金軽減積立金の取崩額も増加することとなり約 2,300 万円の取崩となる見込み。

事業活動支出においては、平成 20 年度に制作予定であった映像制作費用 1,000 万円分を繰越すこととなり、結果、当期収支差額はマイナス 1,000 万円となる。

以上の説明のあと、審議議案 2 件ともに、全員異議なく原案どおり了承された。

(6) ドナーが裁判員候補者になられた場合の対応について

坂田ドナーコーディネーター部長より、標題の審議事項について説明が行われた。

平成 21 年 5 月 21 日より裁判員制度が施行され、ドナーが裁判員候補者となった場合の対応について、審議をお願いしたい。

ポイントは以下の 3 点。ドナー候補者の裁判員辞退を認めるかどうかは、最終的には裁判所の判断となる。骨髓バンクのコーディネーターではドナーの自由意思が尊重される。「骨髓提供に関する同意書」(最終同意書)への署名捺印後は撤回できない。

裁判員制度において、「他の期日に行うことができない社会生活上重要な用務」があれば裁判員を辞退することは可能で、政令上、辞退の申し立てができる事由として、「自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生じると認めるに足りる相当な理由があること」とされているが、骨髓提供やそのためのコーディネーターはこの事由に該当すると思われる。ただし、辞退を認めるかどうかは最終的には当該裁判所によって判断される。

もし、ドナーが裁判員候補者となった場合、ドナーの希望があれば、裁判員辞退の申し立てをする際に提出する「骨髓提供に関する手続きについての証明書」および「管轄裁判所長宛の要望書」をドナーに送付する。

なお、当財団より法務大臣および最高裁判所長官宛に要望書を提出予定。

以上の説明のあと、質疑、応答がなされ、全員異議なく原案通り了承された。

(主な意見等)

小寺 裁判員のほうが骨髓提供より重要と考えて提供ドナーを辞退するケースもありうるということか。

坂田 そうしたことが起こらないように、最終同意後は撤回できないようにドナーと同意書を交わしている。

正岡 法律のほうがドナーの意思より優先されるのではないか。

- 平井 契約を守ってください、とお願いするしかない。
- 正岡 裁判員候補の通知が来るのは、裁判の約 6 週間前。ドナーの最終同意面談から骨髄採取まで約 50 日。この期間が重なった場合に財団から裁判員を辞退するための申請書を出すということになる。
- 鈴木 骨髄採取日と裁判の日が重なったときは、辞退していいと思う。裁判所が人の命をないがしろにするとは考えにくい。
- 加藤 すでに裁判員候補になった人が、後からコーディネート開始になった場合、裁判員を辞退できるのか。
- 鈴木 裁判員候補になってから裁判までが約 6 週間。コーディネート開始から骨髄採取までが約 7 週間とすると、通常はバッティングしない。たとえバッティングしたとしても、提供ドナーのように「余人を持って換えがたい」、「人命に関わる」場合は、裁判員を辞退できると考えられる。なお、100 人が候補になったとしても裁判員になるのは 6 人、補充裁判員が選任されるとしてもその倍の 12 人。候補になったほとんどの人が裁判員にならないと考えていい。

6 . 報告事項等 (敬称略)

(1) PBSCT に関する委員会について

標題の報告事項について木村事務局長より資料に基づき以下のような報告があった。

末梢血幹細胞移植(PBSCT)について、平成 20 年 3 月に行われた造血幹細胞移植委員会(国の審議会)の議論を踏まえ、厚生労働科学研究において検討が進められたが、財団として PBSCT 導入を検討、準備するため、理事長からの諮問事項に対して、答申することを目的として本委員会を運営する。なお、本委員会は特別諮問委員会として平成 14 年頃設置されたが、末梢血幹細胞移植の安全性が確認されるまで休眠状態となっていた。今般新たに委員を選任のうえ、運営を開始する。

予定される審議事項は、PBSCT の検討、準備に必要な事項。

委員会委員の候補には、日本造血細胞移植学会員、日本輸血学会員、地区代表協力医師、弁護士、財団ドナー安全委員長、財団医療委員長、財団倫理委員長、PBSC 血縁ドナー経験者等にお願いしたいと考えている。なお、伊藤副理事長に委員長をお願いしたい。

委員会は平成 21 年 7 月から 12 月まで毎月 1 回程度開催、12 月末を目処に中間答申を提出する予定。

(主な意見等)

加藤 日本輸血・細胞治療学会として、PBSCT 委員会については全面的に協力したいと考えている。

「アフエレーシスナース」(注 成分採血に関して訓練された専門ナースの名称) の認定制度を考えている。採取施設ではアフエレーシスナースの採用は未経験のため、安全性を訴えていきたいと考えている。財団も推進に協力してほしい。

正岡 財団と日本輸血・細胞治療学会が連絡を取り合って協力していきたい。

(2) コーディネーター養成研修会報告

坂田ドナーコーディネーター部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような報告がなされた。

近年の飛躍的なコーディネーター処理件数の増加に伴い、平成 20 年度に一部の地域においてコーディネーターが不足したことから、本年 1 月から北海道、東北、関東地区においてコーディネーター養成研修会を実施した。

研修生について、「コーディネーター委嘱審査会議」において審査を行った結果、5 月 1 日付で北海道 2 名、東北地区 3 名、関東地区は 6 月 15 日付で 14 名、計 19 名の委嘱が決定した。なお、関東地区で健康上の理由で研修が遅延している受講生 1 名については、所定の実地研修終了後、7 月初旬頃に委嘱予定。

これにより、本年 7 月以降、全国で 162 名のコーディネーターが活動を行うことになった。

(3) 中国骨髓バンク (CMDP) 年次大会報告

小瀧移植調整部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような報告がなされた。

2009 年 5 月 19 日～5 月 21 日まで中国・北京で開催された中国骨髓バンク (CMDP) 年次大会に参加した。参加総数は海外からの参加も含め約 200 人。韓国、台湾、香港などアジア圏のバンクを始め、全米骨髓バンク (NMDP) やドイツの骨髓バンク (Stefan Morsch)、世界骨髓バンク機構 (WMDA) 等から参加しており、CMDP に世界から関心が集まっていることと、CMDP の国際協力への積極的な姿勢を感じた。

初日は全体セッション、2 日目はドナーセンター、移植施設、HLA 検査の各担当者に分かれてセッションを行い、その後、CMDP の代表者と個別にディスカッションの時間が設けられた。

CMDP は 2001 年に設立され、ドナー登録者は累計約 97 万人、非血縁者間移植累計数は (PBSC のみ) 約 1200 件、移植 (採取) 施設数は全国で 110 箇所設置している。

全体セッションでの CMDP の代表者からの報告では、2008 年オリンピックの開催にあたり、プロスケーターがメディア (CM など) に出てドナー登録を呼びかけることで、登録者数が飛躍的に伸びた、とのこと。また、CMDP の登録患者疾患内訳によると、CML が一番多い、とのこと。また、2008 年移植件数は 275 件で、同年の調査では、生存率は 100 日後で 78.5%、1 年後で 63.1%とのことだった。

また、NMDP からの報告によると、近年ではさい帯血移植数の伸びが顕著で、2009 年は BM より上回ると予測している、とのこと。NMDP の登録患者疾患内訳によれば、AML が一番多く、2008 年の調査では 1 年生存率は 54.1%であった、とのことだった。

NMDP の医師からは、提供ドナーの健康被害についての報告があった。

重大な健康被害の発生率が PBSC 採血では 0.7%、骨髓採取では 1.34%であることや、日常生活の復帰までの時間が PBSC 採血の方が短いなどの違いがあったことを挙げ、ドナーセンターや採取施設の立場から、ドナーと患者双方に対して PBSC 採血と骨髓採取の長所と短所を比較することが求められていると感じている、とのことだった。

そして、年次大会以外での CMDP とのディスカッションでは、CMDP は、組織としての歴史があり、経験も豊富な JMDP から多くの知識を得た、とのこと。今後も JMDP と協力体制を強め、よりよい関係を築いていきたい、とのことだった。

総じて、CMDP も JMDP 同様、ドナー登録活動や資金調達の面で、中国紅十字会との結びつきが強いという感想を持った。

(主な意見等)

小寺 中国はBMDW (Bone Marrow Donors Worldwide:世界骨髄ドナーデータ集計システム)へ参画しているのか。臓器の輸出入を中国は禁止しているが骨髄液についても同様なか。

小瀧 HLA データは個人情報であるという理由で、BMDW への参画はしていないと聞いた。

(4) 調整医師の新規申請・承認の報告

坂田ドナーコーディネーター部長より、平成21年5月7日から平成21年6月5日までの期間に9名の調整医師が承認され、全国の調整医師の合計は933名となった、との報告があった。

(5) 募金報告

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような報告がなされた。

今月の寄付金は前年度比142%増で433件、金額では前年度比103%の約550万円となった。

最近の傾向としてインターネットによる募金が増えていること、また、定額給付金の支給の影響と思われる12,000円の個人寄付が12件あった。

(6) その他

坂田ドナーコーディネーター部長より、新型インフルエンザへのその後の対応について報告があった。

5月1日にコーディネーター等関係者に事務連絡を行い、面談時のマスク着用の徹底等呼びかけた。その後6月5日、第4報では面談時のマスク着用が望ましいとするなど、緩和措置をとった。ただし、ドナーの確認検査等イベントの際には、ドナーの健康状態の確認を事前に行うこととし、異常を感じた場合は財団の相談窓口にご相談するよう呼びかけた。現時点(6月14日現在)でWHOは新型インフルエンザに対する警戒水準をフェーズ6に引き上げたままであることを鑑みて、今後も動向に注視していきたい。

以上の説明のあと、小瀧移植調整部長より、海外ドナーの受け入れについてはその都度小寺常任理事に相談を行い、常任理事会に結果報告する旨、報告された。

7. 今後の予定

今後の日程について、以下のとおり開催することが確認・決定された。

「第37回通常理事会」 6月26日(金) 13:00~

「第4回 常任理事会」 7月16日(木) 17:30~

「第5回 常任理事会」 9月10日(木) 17:30~

8月は夏休みのため常任理事会は中止